令和５年４月

事業者等の皆様へ

北 海 道 開 発 局

国家公務員倫理の保持について（お願い）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局におきましては、これまで組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできましたが、公務員倫理の保持を図るためには、職員のみならず事業者等の皆様の御協力が是非とも必要です。改めて皆様に倫理法・倫理規程の遵守への御協力をお願い申し上げますとともに、倫理保持に関するリーフレット等を同封いたしましたので、会員企業や職員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。

また、万一、当局職員から、

・金品の要求を受けた
　（職員が単独で現金を扱う公務上の事情はありません）
・下請業者の選定や特定の資材の使用など不当と思われる働きかけを受けた
　（元請業者に対しての不当な働きかけは禁止されています）

などの場合には、断固として拒否していただいた上で、速やかに別添の当局の通報窓口まで情報提供していただきますようお願いいたします。

皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

＜お問い合わせ先＞
北海道開発局　監察官（斉藤）
監察専門官（岩舘）
住　所　060-8511　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎　８階
電　話　０１１－７０９－２３１１（代表）
内線　5687（斉藤）、5698（岩舘）
ＦＡＸ　０１１－７２７－８６５０
◇北海道開発局HP（事業者の皆様へのお願い）
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ks/kansatu/slo5pa000000ck4f.html

コンプライアンスの保持にご協力ください

事業者（有資格業者）の皆様へ

北海道開発局では、組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んでおり、事業者の皆様方におかれましても、コンプライアンスの保持にご理解とご協力をお願いいたします。

1. 幹部職員を訪問される際はアポイントメントをお願いします

本局、開発建設部幹部職員及び所長へのご訪問の際には、総務担当または秘書への事前の連絡を必ずお願いするとともに、ご来訪の際は、まず、総務担当または秘書までお越しください。

2. 執務スペースへは入室を制限しています

入札契約に係る機密情報の管理徹底のため、執務スペースへの入室を制限させていただいております。

3. 打合せはオープンな場所で複数の職員により行います

打合せは、原則、受付カウンター、打合せテーブル等周囲から容易に視認できるオープンな場所にて複数の職員により対応させていただきます。

なお、事業実施における相談・苦情などの打合せについては、幹部室または所長室にて複数職員で対応させていただきます。

4. 不当と思われる働きかけを受けた場合は通報をお願いします

万一、当局職員から下請け業者の選定や特定の資材の使用など、不当と思われる働きかけを受けた場合は、断固として拒否し、速やかに当局の通報窓口まで情報提供していただきますようお願いいたします。

5. 職員は事業者の皆様と飲食を共にした場合は届出が必要です

職員が、事業者の皆様と飲食を共にした場合には、金額にかかわらず、同席された方の氏名、飲食の日付、金額等を届け出ることを義務化しています。

6. 受け取ることができない物品等の贈与を受けた場合はお返しします

職員が、事業者の皆様から受け取ることができない物品等の贈与を受けたときは、返戻させていただいた上で、贈り主の氏名、贈与された日付、品名等を報告することを義務化しています。

また、贈り主が利害関係者である場合等には、改めて、文書により注意喚起させていただきます。

○上記について、社内で関係する部署への周知をお願いします。

＜問い合わせ先＞
国土交通省北海道開発局　札幌市北区北８条西２丁目札幌第一合同庁舎
ＴＥＬ　０１１－７０９－２３１１（代表）　担当：入札契約監察官（内線５６９７）
監　察　官（内線５６８７）

北海道開発局

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ
～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

金銭や物品の贈与

- たとえ祝儀や香典という名目であっても違反
- 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

酒食等のもてなし（接待）

- 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK
- 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK
- 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

車での送迎など、無償でのサービスの提供

- 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

- 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

金銭の貸付け

- 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

未公開株式の譲渡

- 有償であっても無償であっても違反

無償での物品や不動産の貸付け

- 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！

あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ☑ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ☑ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ☑ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ☑ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ☑ 契約事務の担当職員

（注）利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。

利害関係者です！

表面の禁止行為に要注意!!

該当しない場合

あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会　検索

公務員倫理ホットライン

（匿名での相談・通報も受け付けています）

メール　rinrimail@jinji.go.jp

※　郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB　公務員倫理ホットライン　検索

※　相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局　（http://www.jinji.go.jp/rinri/）

令和２年11月

北海道開発局
入札契約監察官・監察官

談合情報等通報窓口について

北海道開発局では、当局発注の工事等の入札・契約に関する談合情報及び当局職員の非違行為に関する情報をお寄せいただくため、「談合情報等通報窓口」を設置しています。

これらの情報を知ったときには、以下によりご一報下さい。

提供いただく情報

談合情報

北海道開発局が発注する工事、建設コンサルタント等業務、役務、物品等の入札・契約に関する談合が疑われるような情報

職員の非違行為情報

北海道開発局職員による、国家公務員の服務・倫理に関する法令等への抵触が疑われる以下のような行為についての情報

- 金銭・物品や供応接待の要求
- 下請業者の選定や特定の資材の使用など不当な働きかけ
- 元請業者を介さない下請業者や資材関連会社等との頻繁な接触　etc

※確定的な情報でなくとも、「何かおかしい」と感じた際に、相談いただくことも可能です。

※通報によって、事業者の皆様が不利益な取扱を受けることはありません。

通報窓口／通報の方法

通報窓口

北海道開発局本局：入札契約監察官、監察官
各開発建設部　　：総務課長、広報官

※電話番号等は別表をご覧下さい。

通報の方法

情報は、上記の通報窓口に次のいずれかの方法でお寄せください。

- 口頭（面談又は電話）
- 文書（郵送又はFAX）
- 北海道開発局HP 情報送信フォーム（右記QRコード）

※いずれの方法も匿名による通報が可能です。

別紙

北海道開発局及び各開発建設部の通報窓口

名　　称	住　　所	郵便番号	ホームページアドレス
	窓口担当者	電話番号	ＦＡＸ番号
北海道開発局	札幌市北区北８条西２丁目	〒060-8511	http://www.hkd.mlit.go.jp/
	入札契約監察官	０１１－７０９－３００４	０１１－７２７－８６５０
	監　察　官	０１１－７０９－２４５５	
札幌開発建設部	札幌市中央区北２条西１９丁目	〒060-8506	http://www.hkd.mlit.go.jp/sp/
	総務課長	０１１－６１１－０１９２	０１１－６３１－６０１８
	広報官	０１１－６１１－０２７９	
函館開発建設部	函館市大川町１番２７号	〒040-8501	http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/
	総務課長	０１３８－４２－７５０５	０１３８－４０－３６１９
	広報官	０１３８－４２－７７０２	
小樽開発建設部	小樽市潮見台１丁目１５番５号	〒047-8555	http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/
	総務課長	０１３４－２３－５１３６	０１３４－２３－５２４８
	広報官	０１３４－２３－９９１０	０１３４－２３－９９０１
旭川開発建設部	旭川市宮前１条３丁目３番１５号	〒078-8513	http://www.hkd.mlit.go.jp/as/
	総務課長	０１６６－３２－２１７２	０１６６－３２－２１７９
	広報官	０１６６－３２－３０９７	
室蘭開発建設部	室蘭市入江町１番地１４	〒051-8524	http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/
	総務課長	０１４３－２５－７０１６	０１４３－２２－１２６４
	広報官	０１４３－２５－７０５１	
釧路開発建設部	釧路市幸町１０丁目３番地	〒085-8551	http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/
	総務課長	０１５４－２４－７０７６	０１５４－２４－７１００
	広報官	０１５４－２４－７３５４	
帯広開発建設部	帯広市西５条南８丁目	〒080-8585	http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/
	総務課長	０１５５－２４－２９０１	０１５５－２４－４８６７
	広報官	０１５５—２４－３１９３	
網走開発建設部	網走市新町２丁目６番１号	〒093-8544	http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/
	総務課長	０１５２－４４－６１７２	０１５２－４５－３２７３
	広報官	０１５２－４４－６７９３	
留萌開発建設部	留萌市寿町１丁目６８番地	〒077-8501	http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/
	総務課長	０１６４－４２－２３１６	０１６４－４３－６３０８
	広報官	０１６４－４２－２３９３	
稚内開発建設部	稚内市末広５丁目６番１号	〒097-8527	http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/
	総務課長	０１６２－３３－１００６	０１６２－３３－１０４０
	広報官	０１６２－３３－１０１５	